

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年11月15日

【四半期会計期間】 第16期第1四半期(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)

【会社名】 株式会社イデアインターナショナル

【英訳名】 IDEA INTERNATIONAL CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼営業本部長 橋本 雅治

【本店の所在の場所】 東京都港区芝五丁目13番18号M.T.Cビルディング3階

【電話番号】 03-5446-9505

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長兼経営管理部長 松原 元成

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝五丁目13番18号M.T.Cビルディング3階

【電話番号】 03-5446-9505

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長兼経営管理部長 松原 元成

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第15期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第16期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第15期
会計期間	自 平成21年 7月1日 至 平成21年 9月30日	自 平成22年 7月1日 至 平成22年 9月30日	自 平成21年 7月1日 至 平成22年 6月30日
売上高 (百万円)	1,028	1,023	4,938
経常損失() (百万円)	148	136	167
四半期(当期)純損失 () (百万円)	75	130	340
純資産額 (百万円)	350	73	94
総資産額 (百万円)	3,152	2,830	2,477
1株当たり純資産額 (円)	552.50	98.96	157.97
1株当たり四半期 (当期)純損失() (円)	127.18	217.80	571.07
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)			
自己資本比率 (%)	10.4	2.6	3.8
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	98	228	212
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	38	37	213
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	197	469	89
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	466	522	322
従業員数 (名)	146	157	159

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第15期第1四半期連結累計(会計)期間、第16期第1四半期連結累計(会計)期間及び第15期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在しますが、1株当たり四半期(当期)純損失のため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動については、「3 関係会社の状況」に記載しております。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、当社の第三者割当増資に伴い、以下の会社が新たにその他の関係会社となりました。

名称	住所	資本金 又は出資金 (百万円)	主要な事 業の内容	議決権の所有 又は被所有 割合(%)	関係内容
(その他の関係会社) エレコム株式会社	大阪府大阪市中央区	707	PC及びデジタル機器関連製品の開発・製造・販売	被所有 19.74	役員の兼任 1名 資本・業務提携

- (注) 1 議決権の被所有割合については、当第1四半期連結会計期間末日現在の株主名簿の記載内容が把握できないため、直前の基準日(平成22年6月30日)以降に受領した大量保有報告書に基づいて記載しております。
- 2 議決権の被所有割合は、当第1四半期連結会計期間末時点における発行済株式総数から自己株式保有数及び単元未満株式数を控除した株式総数に対する被所有割合を記載しております。
- 3 エレコム株式会社は有価証券報告書の提出会社であります。
- 4 持分は100分の20未満であります。実質的な影響力を持っているため関連会社となっております。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年9月30日現在

従業員数(名)	157〔78〕
---------	---------

- (注) 従業員は就業人員(当社グループからグループ外への出向者は除いております。)を記載しております。また、従業員数の〔外書〕は、臨時雇用者数の当該期間における平均雇用人数を記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成22年9月30日現在

従業員数(名)	156〔78〕
---------	---------

- (注) 従業員は就業人員(当社から社外への出向者は除いております。)を記載しております。また、従業員数の〔外書〕は、臨時雇用者数の当該期間における平均雇用人数を記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは仕入実績をセグメントごとに区分できないため、仕入実績の記載はしていません。

(2) 受注実績

当社グループは受注生産を行っていないため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同四半期比(%)
住関連ライフスタイル商品製造卸売事業	569	
住関連ライフスタイル商品小売事業	447	
その他	6	
合計	1,023	

(注) 1 住関連ライフスタイル商品小売事業の内訳を小売業態別に示すと下記のとおりであります。

小売業態	販売高(百万円)	割合(%)	前年同四半期比(%)
Idea Frames	23	5.3	
Idea Seventh Sense	172	38.5	
Travel Shop Gate	7	1.6	
Idea Digital Studio	41	9.3	
Idea Digital Code	22	5.1	
Agronatura	66	14.9	
Terracuore collezione	34	7.8	
WORDROBE TREE	11	2.7	
Idea Outlet	38	8.6	
インターネット販売	27	6.1	
その他	0	0.1	
合計	447	100.0	

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当社は、エレコム株式会社との資本・業務提携につき、平成22年8月25日付で基本合意書を、平成22年9月29日付で基本契約書を締結しております。

相手先	内容																																								
エレコム株式会社	<p>1. エレコム株式会社との資本・業務提携の概要</p> <p>当社が実施する第三者割当増資及び転換社債型新株予約権付社債をエレコム株式会社が全額引受けます。これにより当社はエレコム株式会社の持分法適用会社となりました。</p> <p>業務提携につきましては、今後両社で協議を重ね、確定していく予定ですが、以下のように両社の経営リソースを互いに有効活用し、業績の拡大を図ります。</p> <p>エレコム株式会社製品の当社直営店及び国内取引先での販売拡大 当社製品のエレコム株式会社のグループ会社及び代理店での販売拡大 購買部門及び物流部門における協力関係の構築によるコストダウン エレコム株式会社から当社への取締役1名の派遣</p> <p>2. 第三者割当による普通株式の発行の概要</p> <table border="0"> <tr> <td>発行新株式数</td> <td>普通株式 146,500株</td> </tr> <tr> <td>発行価額</td> <td>1株につき金 683円</td> </tr> <tr> <td>発行価額の総額</td> <td>100,059,500円</td> </tr> <tr> <td>資本組入額</td> <td>1株につき金 341.5円</td> </tr> <tr> <td>資本組入額の総額</td> <td>50,029,750円</td> </tr> <tr> <td>申込期間</td> <td>平成22年9月21日～平成22年9月29日</td> </tr> <tr> <td>払込期日</td> <td>平成22年9月30日</td> </tr> <tr> <td>割当先</td> <td>エレコム株式会社</td> </tr> <tr> <td>資金使途</td> <td></td> </tr> </table> <p>当社店舗のオーガニックコスメショップの改装費用及びインテリア雑貨・オーガニックコスメ商品の仕入代金に使用するものであります。</p> <p>割当先を選定した理由</p> <p>本提携パートナーであるエレコム株式会社からの資本を受け入れることで本提携の効力をより高めることとなります。さらに、収益力及び資金力のある同社との本提携により、当社の信用力が高まることで、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものと考えられるためであります。</p> <p>3. 第三者割当による新株予約権付社債の発行の概要</p> <table border="0"> <tr> <td>新株予約権の総数</td> <td>40個</td> </tr> <tr> <td>社債及び新株予約権の発行価額</td> <td>10,000,000円</td> </tr> <tr> <td>新株予約権付社債の総額</td> <td>400,000,000円</td> </tr> <tr> <td>当該発行による潜在株式数</td> <td>585,651株</td> </tr> <tr> <td>行使価額(転換価額)</td> <td>当初 683円</td> </tr> <tr> <td>発行期日</td> <td>平成22年9月30日</td> </tr> <tr> <td>償還期限</td> <td>平成25年9月30日</td> </tr> <tr> <td>償還価額</td> <td>額面100円につき103円</td> </tr> <tr> <td>利率</td> <td>社債には利息を付さない</td> </tr> <tr> <td>割当先</td> <td>エレコム株式会社</td> </tr> <tr> <td>資金使途</td> <td></td> </tr> </table> <p>借入金の返済及び新規店舗出店費用として、敷金・内装工事費等の一部に使用するものであります。</p> <p>割当先を選定した理由</p> <p>本提携パートナーであるエレコム株式会社からの資本を受け入れることで本提携の効力をより高めることとなります。さらに、収益力及び資金力のある同社との本提携により、当社の信用力が高まることで、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものと考えられるためであります。</p>	発行新株式数	普通株式 146,500株	発行価額	1株につき金 683円	発行価額の総額	100,059,500円	資本組入額	1株につき金 341.5円	資本組入額の総額	50,029,750円	申込期間	平成22年9月21日～平成22年9月29日	払込期日	平成22年9月30日	割当先	エレコム株式会社	資金使途		新株予約権の総数	40個	社債及び新株予約権の発行価額	10,000,000円	新株予約権付社債の総額	400,000,000円	当該発行による潜在株式数	585,651株	行使価額(転換価額)	当初 683円	発行期日	平成22年9月30日	償還期限	平成25年9月30日	償還価額	額面100円につき103円	利率	社債には利息を付さない	割当先	エレコム株式会社	資金使途	
発行新株式数	普通株式 146,500株																																								
発行価額	1株につき金 683円																																								
発行価額の総額	100,059,500円																																								
資本組入額	1株につき金 341.5円																																								
資本組入額の総額	50,029,750円																																								
申込期間	平成22年9月21日～平成22年9月29日																																								
払込期日	平成22年9月30日																																								
割当先	エレコム株式会社																																								
資金使途																																									
新株予約権の総数	40個																																								
社債及び新株予約権の発行価額	10,000,000円																																								
新株予約権付社債の総額	400,000,000円																																								
当該発行による潜在株式数	585,651株																																								
行使価額(転換価額)	当初 683円																																								
発行期日	平成22年9月30日																																								
償還期限	平成25年9月30日																																								
償還価額	額面100円につき103円																																								
利率	社債には利息を付さない																																								
割当先	エレコム株式会社																																								
資金使途																																									

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、政府による景気刺激策により一部で持ち直しの傾向が見られるものの、海外経済の減速や急激な円高・株安による先行き不安が影響し、個人消費は完全な回復に至っておりません。

当社グループはこうした環境の中、住関連ライフスタイル商品製造卸売事業においては、上位国内取引先への営業強化・海外販売ルート強化に努め、住関連ライフスタイル商品小売事業においては、既存店を中心に接客力アップ、VMD(ビジュアルマーチャンダイジング)の強化等に努めてまいりました。その結果、住関連ライフスタイル商品製造卸売事業は海外向け輸出の実績が前年同期200%超と伸長しました。また、住関連ライフスタイル商品小売事業は既存店売上実績が前年同期を上回る結果となり引き続き好調に推移しました。一方で、住関連ライフスタイル商品製造卸売事業は、8、9月の猛暑の影響により主要取引先を中心に秋・冬シーズンの商品導入が進まなかったこと、また、一部新商品の入荷が遅れたこと等により、売上実績が計画を下回る結果となりました。

品種別の販売実績としては、前述のとおり猛暑や商品入荷の遅れが影響し、基幹ブランド「IDEA LABEL」が前年同期は上回ったものの計画を下回る結果となりました。また、オーガニックコスメブランド「Agronatura」は新しいオーガニックブランド「Terracuore」への切り替えのため、売上実績が前年同期を下回る結果となりました。

以上の結果、売上高は1,023百万円(前年同四半期は1,028百万円)、営業損失は107百万円(前年同四半期は91百万円)、経常損失は136百万円(前年同四半期は148百万円)、四半期純損失は130百万円(前年同四半期は75百万円)となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

住関連ライフスタイル商品製造卸売事業においては、前述のとおり海外向け輸出が前年同期に比べて大きく伸長したものの、猛暑や商品入荷遅れが影響し、売上高は569百万円、セグメント損失は113百万円となりました。

住関連ライフスタイル商品小売事業においては、平成22年8月にデザイン性の高いトラベルグッズをセレクトした新業態「Travel Shop Gate」を有楽町マルイに出店しました。また、前述のとおり既存店の売上が前年同期を上回ったことから、売上高は447百万円、セグメント利益は7百万円となりました。

その他においては、売上高は6百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末における総資産の残高は、2,830百万円(前連結会計年度末は2,477百万円)となり、353百万円増加しました。

流動資産は、2,292百万円(前連結会計年度末は1,911百万円)となり、381百万円増加しました。これは受取手形及び売掛金(純額)の減少(18百万円)があったものの、現金及び預金の増加(200百万円)、商品及び製品の増加(149百万円)及び流動資産のその他の増加(50百万円)等があったことによるものであります。

固定資産は、538百万円(前連結会計年度末は565百万円)となり、27百万円減少しました。これは新規出店に伴う有形固定資産の増加(10百万円)があったものの、無形固定資産の減少(16百万円)及び投資その他の資産の減少(21百万円)等があったことによるものであります。

流動負債は、2,019百万円(前連結会計年度末は2,028百万円)となり、8百万円減少しました。これは支払手形及び買掛金の増加(48百万円)があったものの、短期借入金の減少(12百万円)及びデリバティブ債務の減少(46百万円)等があったことによるものであります。

固定負債は、737百万円(前連結会計年度末は354百万円)となり、382百万円増加しました。これは長期借入金の減少(16百万円)があったものの、転換社債型新株予約権付社債(400百万円)の増加等があったことによるものであります。

純資産は、73百万円(前連結会計年度末は94百万円)となり、20百万円減少しました。これは第三者割当増資による資本金の増加(50百万円)及び資本剰余金の増加(50百万円)等があったものの、利益剰余金の減少(130百万円)があったことによるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末の残高322百万円に対して200百万円増加し、522百万円となりました。

当第1四半期連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は228百万円(前年同四半期は98百万円)となりました。

これは、仕入債務の増加(48百万円)等による資金の増加があったものの、税金等調整前四半期純損失(181百万円)及びたな卸資産の増加(149百万円)等の資金の減少があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、37百万円(前年同四半期は38百万円)となりました。

これは、敷金及び保証金の差入による支出(18百万円)及び有形固定資産取得による支出(10百万円)等による資金の減少があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は、469百万円(前年同四半期は197百万円)となりました。

これは、長期借入金の純減(28百万円)等の資金の減少があったものの、社債発行による収入(400百万円)及び株式の発行による収入(100百万円)による資金の増加があったことによるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありませんが、当社株式は平成22年1月27日付で大阪証券取引所より特設注意市場銘柄に指定されており、当該指定が解除されるよう引き続き内部管理体制の強化を図るよう努めてまいります。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末において計画中であった重要な設備の新設等について完了したものは、次のとおりであります。

事業所名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	完了年月
店舗	東京都千代田区	住関連ライフスタイル商品小売事業	店舗新設	平成22年8月

当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の改修等の計画は下記のとおりです。

事業所名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	投資予定額(百万円)		資金調達方法	着手年月	完了予定年月	完成後の増加面積(m ²)
				総額	既支払額				
店舗	東京都港区	住関連ライフスタイル商品小売事業	店舗改装	8	0	増資資金	平成22年10月	平成22年10月	
店舗	東京都千代田区	住関連ライフスタイル商品小売事業	店舗改装	6	0	増資資金	平成22年10月	平成22年10月	
店舗	東京都新宿区	住関連ライフスタイル商品小売事業	店舗改装	7	0	増資資金	平成22年10月	平成22年10月	

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,248,000
計	2,248,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年11月15日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	791,000	791,000	大阪証券取引所 JASDAQ(グロース)	単元株式数は100株でありま す。
計	791,000	791,000		

- (注) 1 提出日現在の発行数には、平成22年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。
- 2 大阪証券取引所(JASDAQ市場)は、平成22年10月12日付で同取引所へラクス市場及びNEO市場とともに、新たに開設された同取引所JASDAQに統合されており、同日以降の上場金融商品取引所は大阪証券取引所JASDAQ(グロース)であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成16年9月30日 定時株主総会決議	
	第1四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数	32個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	6,400株
新株予約権の行使時の払込金額	1,250円
新株予約権の行使期間	平成18年11月1日もしくは会社が株式公開した日から数えて6ヶ月のいずれか遅い日から平成22年10月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,250円 資本組入額 625円
新株予約権の行使の条件	1) 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。 2) 新株予約権発行時において当社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。 3) その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議及び新株予約権割当契約により定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その他一切の処分をできないものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 会社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、会社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が継承される場合、または会社が新設分割もしくは吸収合併を行う場合、会社は必要と認める株式数の調整を行う。

2 時価を下回る払込金額で新株の発行(新株予約権の行使及び改正前の商法に基づき発行された新株引受権の行使の場合は除く。)または自己株式の処分をするときは、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行または処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額または処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数}}$$

また、会社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

平成17年9月29日 定時株主総会決議	
第1四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)	
新株予約権の数	195個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	39,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1,350円
新株予約権の行使期間	平成19年11月1日もしくは会社が株式公開した日から数えて6ヶ月のいずれか遅い日から平成23年10月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,350円 資本組入額 675円
新株予約権の行使の条件	1) 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。 2) 新株予約権発行時において当社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認められた場合はこの限りでない。 3) その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議及び新株予約権割当て契約により定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その他一切の処分をできないものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 会社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、会社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が継承される場合、または会社が新設分割もしくは吸収合併を行う場合、会社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 2 時価を下回る払込金額で新株の発行(新株予約権の行使及び改正前の商法に基づき発行された新株引受権の行使の場合は除く。)または自己株式の処分をするときは、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行または処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額または処分価額}}{\text{時価}}$$

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数}}$$

また、会社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

会社法に基づき発行した転換社債型新株予約権付社債は、次のとおりであります。

(平成22年8月25日 取締役会決議及び平成22年9月29日 定時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(注) 1	40個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	<p>本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行またはこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行または処分を「交付」という。)する数は、行使された本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項記載の転換価額(ただし、同欄第2項又は第3項によって修正または調整された場合は調整後の転換価額)で除して得られる最大整数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債全部を出資するものとし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該本社債の払込金額と同額とする。 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる1株当たりの額(以下、「転換価額」という。)は、当初683円(以下、「当初転換価額」という。)とする。ただし、転換価額は本欄第2項又は第3項によって修正または調整されることがある。 本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。</p> <p>2. 転換価額の修正 平成23年5月1日、平成23年12月1日、平成24年7月1日、平成25年2月1日及び平成25年9月1日(以下、それぞれ「修正日」という。)において、当該修正日の直前20連続取引日(以下、「時価算定期間」という。)の株式会社大阪証券取引所ヘラクレス市場における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の平均値の90%に相当する金額(1円未満切り上げ、以下、「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な転換価額を1円以上上回る場合または下回る場合には、転換価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。ただし、かかる修正日価額が479円(当初転換価額の70%)(以下、「下限転換価額」といい、本欄第3項の規定を準用して調整される。)を下回ることとなる場合には転換価額は下限転換価額とし、888円(当初転換価額の130%)(以下、「上限転換価額」といい、本欄第3項の規定を準用して調整される。)を上回ることとなる場合には転換価額は上限転換価額とする。 本新株予約権のいずれかの行使にあたって上記修正が行われる場合には、当社は、かかる行使の際に、当該本新株予約権者に対し、修正後の転換価額を通知する。また、時価算定期間内に、本欄第3項で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。</p> <p>3. 転換価額の調整 当社は、次に定めるとおり、本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う。本新株予約権付社債の発行後、本号()乃至()に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、次に定める算式(以下、「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。</p> $\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}} \right)}{\text{時価}}$

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の行使時の払込金額	<p>転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>() 本項 () に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、下記()記載の証券(権利)の取得と引換え若しくは当該証券(権利)の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付または下記()記載の新株予約権の行使若しくは当該新株予約権の行使により交付される株式の取得と引換えによる交付の場合を除く。)</p> <p>調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下、同じ。)の翌日以降、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>() 当社普通株式について株式分割または株式無償割当てを行う場合調整後の転換価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、また、当社普通株式の無償割当てについて株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合には、当該割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>() 本項 () に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式または取得させることができる株式若しくは当社普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)または取得させることができる証券(権利)、または行使することにより当社普通株式若しくは当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式または取得させることができる株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、同じ。)を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)</p> <p>調整後の転換価額は、発行される証券(権利)または新株予約権(以下、「取得請求権付証券等」という。)の全てが当初の条件で取得または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして(当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式または取得させることができる株式若しくは当社普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)または取得させることができる証券(権利)、または当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式または取得させることができる株式の交付を受けることができる新株予約権の場合、さらに当該株式または当該新株予約権の全てが当初の条件で取得または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして)転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日)または無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>上記にかかわらず、取得または行使に際して交付される当社普通株式の対価が、取得請求権付証券等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付証券等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして(当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式または取得させることができる株式若しくは当社普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)または取得させることができる証券(権利)、または当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式または取得させることができる株式の交付を受けることができる新株予約権の場合、さらに当該株式または当該新株予約権の全てが当初の条件で取得または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして)本項 に定める転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。</p>

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の行使時の払込金額	<p>(iv) 本項 ()乃至()の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項 ()乃至()にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。</p> <p>この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。</p> <p>株式数 = { (調整前転換価額 - 調整後転換価額) × 調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数 } / 調整後転換価額</p> <p>この場合に1株未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>() 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。</p> <p>() 本項 に定める転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、本項 ()の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く、)の大阪証券取引所ヘラクレス市場における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。</p> <p>この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。</p> <p>() 本項 に定める転換価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、本項 ()の株式分割の場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、株式分割のための基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>本項 の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、合理的に必要な転換価額の調整を行う。</p> <p>() 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割または当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>() その他当社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>() 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>4. 本欄第3項により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債の社債権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成22年9月30日から平成25年9月29日(当社が注4の償還の方法(2)または により本社債を繰上償還する場合には、当該繰上償還に係る本社債に付された本新株予約権につき、当該償還日の前日)までの間(以下、「行使期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使することができる。ただし、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。また、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益の喪失に基づき本社債が償還された日以後、本新株予約権を行使することはできない。本新株予約権は、会社法第287条の定めにより行使することができなくなった時点において消滅する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債全部を出資するものとし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該本社債の払込金額と同額とする。</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる1株当たりの額(以下、「転換価額」という。)は、当初683円とする。ただし、転換価額は別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項または第3項の記載によって修正または調整されることがある。</p> <p>本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。</p>

第1四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額及び資本準備金の額</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使の条件	<p>平成22年9月30日から平成25年8月31日までの間は、以下のいずれかの条件を満たさない限り、本新株予約権を行使することはできない。</p> <p>当社取締役会において、期間を定めて本新株予約権の全部の行使を許諾する旨を決議した場合</p> <p>当社取締役会において、当社普通株式若しくは権利行使により当社普通株式に転換可能な新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の権利を新たに発行し、または当社が保有するこれらを処分することを決議した場合</p> <p>当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項及び第3項の定めにより本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。</p>
代用払込みに関する事項	<p>本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債全部を出資するものとし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該本社債の各社債の金額と同額とする。</p>
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権で、本欄 から までの内容のもの(以下、「承継新株予約権」という。)を交付する。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債についての社債に係る債務は再編対象会社に承継され、本新株予約権の新株予約権者は、承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。ただし、吸収分割または新設分割を行う場合は、その効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して当該本新株予約権に代えて再編対象会社の承継新株予約権を交付し、再編対象会社が本社債についての社債に係る債務を承継する旨を、吸収分割契約または新設分割計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>交付する再編対象会社の承継新株予約権の数</p> <p>組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本社債の社債権者が保有する本社債にかかる本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>承継新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類</p> <p>再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>承継新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数</p> <p>当該組織再編行為の効力発生日の直前において有効な本新株予約権の転換価額を別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項の記載に準じた調整を行ったうえ、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄の記載に準じて決定する。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権の転換価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項の記載に準じた調整を行う。</p> <p>承継新株予約権の行使に際して出資の目的とされる財産の内容及びその価額</p> <p>交付される各承継新株予約権の行使に際して出資する目的とされる財産は、当該各承継新株予約権に係る本社債とし、当該各社債の価額は、別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄に定める価額と同額とする。</p> <p>承継新株予約権の行使期間</p> <p>別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。</p> <p>承継新株予約権の行使の条件及び承継新株予約権の取得条項 別記「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定する。</p>

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄第2項に準じて決定する
新株予約権付社債の残高	400,000,000円

- (注) 1 本社債に付された新株予約権の数は1個とし、合計40個の本新株予約権を発行いたします。
- 2 当該新株予約権は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であり、特質は次のとおりであります。
- (1) 本新株予約権付社債は、株価の変動により割当株式数が増減することがある。
 - (2) 転換価額の修正基準
平成23年5月1日、平成23年12月1日、平成24年7月1日、平成25年2月1日及び平成25年9月1日(以下、それぞれ「修正日」という)において、当該修正日の直前20連続取引日の株式会社大阪証券取引所ヘラクレス市場における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の平均値の90%に相当する金額(1円未満切り上げ、以下、「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な転換価額を1円以上上回る場合または下回る場合には、転換価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。
 - (3) 転換価額の修正頻度
権利行使期間中、平成23年5月1日、平成23年12月1日、平成24年7月1日、平成25年2月1日及び平成25年9月1日の5回のみ修正される。
 - (4) 転換価額の上限
888円(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整されることがある。)
 - (5) 転換価額の下限
479円(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整されることがある。)
 - (6) 割当株式数の上限
上記の上限転換価額で全額が転換された場合、最大で450,450株(発行済株式総数に対する割合は69.89%)が発行される。
上記の下限転換価額で全額が転換された場合、最大で835,073株(発行済株式総数に対する割合は129.57%)が発行される。
 - (7) 繰上償還条項
平成25年7月1日以降、当社の選択により、額面額の103%の価額で繰り上げ償還が可能である。
- 3 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
当社が別記「新株予約権の行使の条件」欄に定める取締役会決議を行った場合、所有者は、下記に定める条件が充足される場合に限り、下記に定める範囲において、本新株予約権を行使できる。
当該取締役会決議に基づき行われる発行または処分によって、所有者を上回る当社株式保有比率(当社の発行済株式総数に対する当社普通株式の保有株数の比率をいう、以下同じ。)を有する株主または新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の権利の保有者が新たに生じることとなる場合であって、当社が当該株主または保有者の発生について所有者より事前の書面による承諾を得ていない場合、なお、本号においては、所有者の当社株式保有比率については、本新株予約権その他所有者が保有する当社普通株式に転換可能な新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む、以下本号において同じ。)その他の権利に係る潜在株式数を考慮しないものとし、また、当該新たな株主または保有者の当社株式保有比率については、その者が保有しまたは保有することとなる新株予約権その他の権利に係る潜在株式数(当該取締役会決議時点において当該新株予約権その他の権利に係る転換価額が確定していない場合は、当該時点を基準として当該新株予約権その他の権利の転換に係る条件に従って計算する。)を分子及び分母に加算して計算するものとする。

本新株予約権行使後の所有者の当社株式保有比率が5分の2を超えない範囲または当社の株主中最大とならない範囲のうちいずれか小さい範囲。ただし、当該本新株予約権行使の直前時点において橋本雅治氏の当社株式保有割合が当社の株主中最大でない場合、または当該取締役会決議に基づき行われる発行または処分によって橋本雅治氏の当社株式保有比率が当社の株主中最大でなくなることが合理的に予見される場合は、範囲は限定されないものとする。なお、本号においては、所有者の当社株式保有比率については、本新株予約権その他所有者が保有する当社普通株式に転換可能な新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本号において同じ。)その他の権利に係る潜在株式数を考慮しないものとし、橋本雅治氏及び当該新たな株主または保有者の当社株式保有比率については、その者が保有しまたは保有することとなる新株予約権その他の権利に係る潜在株式数(本新株予約権行使の時点において当該新株予約権その他の権利に係る転換価額が確定していない場合は、当該時点を基準として当該新株予約権その他の権利の転換に係る条件に従って計算する。)を分子及び分母に加算して計算するものとする。

- (2) 権利の売買に関する事項についての所有者との取決めの内容
該当事項なし
 - (3) 権利の貸借に関する事項についての所有者と会社の特別利害関係者等との間の取決めの内容
該当事項なし
 - (4) その他投資者の保護を図るための必要な事項
該当事項なし
- 4 本社債の償還の方法は次のとおりであります。
- (1) 償還金額
額面100円につき金103円
 - (2) 償還の方法及び期限

本社債は、平成25年9月30日にその総額を額面100円につき金103円で償還する。ただし、繰上償還の場合には下記 または に定めるところによる。

当社が株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、当社が合併により消滅会社となることを当社の株主総会で決議した場合、または当社が吸収分割または新設分割を行い本新株予約権付社債に係る当社の義務が第三者に承継されることを当社の株主総会若しくは取締役会で決議した場合には、本新株予約権付社債の社債権者は、当社に対して、当該株式交換、株式移転、合併、吸収分割または新設分割の効力発生日の2週間前までに事前通知を行うことにより、当該効力発生日の前日までに、残存する本社債の全部を各社債の金額100円につき金103円で繰上償還するよう請求することができる。

平成25年7月1日以降、当社はその選択により、本新株予約権付社債の社債権者に対して償還日から10銀行営業日以上30日以内の事前通知を行った上で、当該償還通知書記載の償還日において未償還の本社債の全部または一部(ただし、一部償還の場合は2億円以上かつ2億円単位とする。)を額面100円につき金103円で繰上償還することができる。

償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

- 5 大阪証券取引所(JASDAQ市場)は、同取引所ヘラクレス市場及びNEO市場とともに、新たに開設された同取引所JASDAQに統合されており、平成22年10月12日付で大阪証券取引所JASDAQ(グロース)に上場となっております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第4四半期会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年6月30日まで)	第1四半期会計期間 (平成22年7月1日から 平成22年9月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数		
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数		
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等		
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額		
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計		
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数		
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等		
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額		

(注) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の残高はありますが、行使されておりませんので記載はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年9月30日 (注)	146	791	50	300	50	238

(注) 有償第三者割当 発行価格 683円 資本組入額 341.5円
割当先 エレコム株式会社

(6) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、エレコム株式会社から平成22年10月1日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書により平成22年9月30日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第1四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
エレコム株式会社	大阪府大阪市中央区伏見町四丁目1番1号	146	18.52

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年6月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 48,500		単元株式数 100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 595,700	5,957	同上
単元未満株式	普通株式 300		自己株式63株含む
発行済株式総数	644,500		
総株主の議決権		5,957	

【自己株式等】

平成22年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社イデアインター ナショナル	東京都港区芝5-13-18	48,500		48,500	7.5
計		48,500		48,500	7.5

(注) 上記の他、単元未満株式300株に自己株式63株が含まれております。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 7月	8月	9月
最高(円)	750	690	610
最低(円)	600	600	530

(注) 最高・最低は、大阪証券取引所JASDAQ(グロース)における株価を記載しております。なお、大阪証券取引所(JASDAQ市場)は、同取引所ヘラクレス市場及びNEO市場とともに、新たに開設された同取引所JASDAQに統合されており、平成22年10月12日付で大阪証券取引所JASDAQ(グロース)に上場となっております。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、本四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 役員の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
取締役 (営業グループリーダー)	取締役 (営業部長)	中園 輝幸	平成22年10月1日

(2) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役	営業グループリーダー	中園 輝幸	平成22年10月31日

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)及び前第1四半期連結累計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間(平成22年7月1日から平成22年9月30日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成22年7月1日から平成22年9月30日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)及び前第1四半期連結累計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間(平成22年7月1日から平成22年9月30日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成22年7月1日から平成22年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	522	322
受取手形及び売掛金(純額)	2, 3 449	2, 3 467
商品及び製品	978	828
原材料及び貯蔵品	0	0
その他	341	291
流動資産合計	2,292	1,911
固定資産		
有形固定資産	1 217	1 206
無形固定資産	59	76
投資その他の資産	2 261	2 283
固定資産合計	538	565
資産合計	2,830	2,477
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	283	235
短期借入金	1,348	1,360
未払法人税等	1	7
引当金	24	18
デリバティブ債務	113	159
その他	248	247
流動負債合計	2,019	2,028
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	400	-
長期借入金	257	273
役員退職慰労引当金	51	49
その他	28	31
固定負債合計	737	354
負債合計	2,757	2,382

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	300	250
資本剰余金	238	188
利益剰余金	402	272
自己株式	62	62
株主資本合計	73	103
評価・換算差額等		
繰延ヘッジ損益	-	9
評価・換算差額等合計	-	9
純資産合計	73	94
負債純資産合計	2,830	2,477

(2)【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
売上高	1,028	1,023
売上原価	532	541
売上総利益	496	482
返品調整引当金戻入額	7	6
返品調整引当金繰入額	8	5
差引売上総利益	494	483
販売費及び一般管理費	586	591 ¹
営業損失()	91	107
営業外収益		
デリバティブ評価益	-	30
その他	5	0
営業外収益合計	5	30
営業外費用		
支払利息	7	7
デリバティブ評価損	45	-
為替差損	-	43
その他	9	7
営業外費用合計	62	59
経常損失()	148	136
特別利益		
保険転換益	23	-
特別利益合計	23	-
特別損失		
固定資産除却損	-	13
減損損失	2	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	31
その他	0	-
特別損失合計	2	44
税金等調整前四半期純損失()	127	181
法人税等	51	8 ²
法人税等還付税額	-	42
少数株主損益調整前四半期純損失()	-	130
四半期純損失()	75	130

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失()	127	181
減価償却費	23	27
減損損失	2	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	34
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	2	2
支払利息	7	7
為替差損益(は益)	4	3
売上債権の増減額(は増加)	1	18
たな卸資産の増減額(は増加)	137	149
仕入債務の増減額(は減少)	141	48
その他	6	53
小計	87	242
利息及び配当金の受取額	0	0
利息の支払額	6	7
法人税等の支払額	4	7
法人税等の還付額	-	29
営業活動によるキャッシュ・フロー	98	228
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	17	10
無形固定資産の取得による支出	1	1
敷金及び保証金の差入による支出	17	18
その他	1	8
投資活動によるキャッシュ・フロー	38	37
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	30	-
長期借入れによる収入	300	50
長期借入金の返済による支出	71	78
社債の発行による収入	-	400
株式の発行による収入	-	100
その他	1	1
財務活動によるキャッシュ・フロー	197	469
現金及び現金同等物に係る換算差額	4	3
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	56	200
現金及び現金同等物の期首残高	409	322
現金及び現金同等物の四半期末残高	466	522

【継続企業の前提に関する事項】

当第1四半期連結会計期間(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

項目	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
1 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 「資産除去債務に関する会計基準」等の適用</p> <p>当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、営業損失及び経常損失は3百万円、税金等調整前四半期純損失は34百万円増加しております。また、当会計基準の適用開始により、投資その他の資産が34百万円減少しております。</p> <p>(2) 税金費用の計算方法の変更</p> <p>税金費用については、法定実効税率をベースとした年間見積実効税率を用いて計算する四半期特有の会計処理を採用していましたが、エレコム株式会社がその他の関係会社となり、当該会社と会計処理を統一するため、当第1四半期連結会計期間より年度決算と同様の原則的な会計処理に変更しております。</p> <p>これにより、当第1四半期連結会計期間の四半期純損失は61百万円増加しております。</p>

【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)	
(四半期連結損益計算書関係)	
1 . 前第1四半期連結累計期間において、営業外費用の「その他」に含めて表示してありました「為替差損」は、営業外費用総額の100分の20を超えたため、当第1四半期連結累計期間では区分掲記しております。なお、前第1四半期連結累計期間の営業外費用の「その他」に含まれる「為替差損」は9百万円であります。	
2 . 前第1四半期連結累計期間において、特別損失の「その他」に含めて表示してありました「固定資産除却損」は、特別損失総額の100分の20を超えたため、当第1四半期連結累計期間では区分掲記することとしております。なお、前第1四半期連結累計期間の特別損失の「その他」に含まれる「固定資産除却損」は0百万円であります。	
3 . 前第1四半期連結会計期間において区分掲記してありました「販売促進引当金」は、負債及び純資産額の合計額の100分の1以下となったため、当第1四半期連結会計期間では「引当金」に含めて表示しております。なお、当第1四半期連結会計期間の「引当金」に含まれる「販売促進引当金」は12百万円であります。	
4 . 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令5号)の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失」の科目を表示しております。	

【簡便な会計処理】

項目	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
1 一般債権の貸倒見積高の算定方法	当第1四半期連結会計期間末の貸倒実績率が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率を使用して貸倒見積高を算定しております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)		前連結会計年度末 (平成22年6月30日)	
1 有形固定資産の減価償却累計額	267百万円	1 有形固定資産の減価償却累計額	259百万円
2 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額		2 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額	
流動資産	5百万円	流動資産	5百万円
投資その他の資産	40百万円	投資その他の資産	40百万円
3 手形割引高		3 手形割引高	
受取手形割引高	33百万円	受取手形割引高	87百万円

(四半期連結損益計算書関係)

第1四半期連結累計期間

前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)	
販売費及び一般管理費の主要なものは、次のとおりであります。		1 販売費及び一般管理費の主要なものは、次のとおりであります。	
倉庫料	37百万円	倉庫料	37百万円
荷造運賃	22百万円	荷造運賃	21百万円
業務委託費	47百万円	業務委託費	30百万円
給与手当	182百万円	給与手当	183百万円
地代家賃	74百万円	地代家賃	86百万円
役員退職慰労引当金繰入額	2百万円	役員退職慰労引当金繰入額	2百万円
賞与引当金繰入額	21百万円	賞与引当金繰入額	6百万円
販売促進引当金繰入額	6百万円	販売促進引当金繰入額	2百万円
減価償却費	15百万円	減価償却費	15百万円
		2 法人税等の表示方法	
		「法人税、住民税及び事業税」及び「法人税等調整額」を「法人税等」として一括掲記しております。	

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年9月30日現在)		現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年9月30日現在)	
現金及び預金	466百万円	現金及び預金	522百万円
現金及び現金同等物	466百万円	現金及び現金同等物	522百万円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年9月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成22年7月1日
至平成22年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	791,000

2 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	48,563

3 新株予約権の四半期連結会計期間末残高

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

当社は、平成22年9月30日付で、エレコム株式会社から第三者割当増資の払込みを受けました。この結果、当第1四半期連結会計期間において資本金及び資本準備金が50百万円それぞれ増加し、当第1四半期連結会計期間末において資本金が300百万円、資本剰余金が238百万円となっております。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年9月30日)

社債が企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
転換社債型新株予約権付社債	400	391	8

(注) 社債の時価の算定方法

社債の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の社債を発行した場合に想定されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年9月30日)

対象物の種類である通貨のデリバティブ取引が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該取引の契約額その他の金額に前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

通貨関連

種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
為替予約取引			
買建			
米ドル	51	41	10
ユーロ	29	22	7
オプション取引			
売建			
米ドルプット	20	3	3
買建			
米ドルコール	20	0	0
クーポンスワップ取引			
受取ユーロ・支払円	3,723	52	52
クーポンスワップ取引			
受取米ドル・支払円	496	39	39
合計	4,342	31	113

(注) 時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価額によっております。

前連結会計年度末(平成22年6月30日)

種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
為替予約取引			
買建			
米ドル	83	70	12
ユーロ	52	37	14
オプション取引			
売建			
米ドルプット	51	7	7
買建			
米ドルコール	51	0	0
クーポンスワップ取引			
受取ユーロ・支払円	3,723	75	75
クーポンスワップ取引			
受取米ドル・支払円	496	33	33
合計	4,458	7	143

(注) 1 時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価額によっております。

2 ヘッジ会計が適用されているものについては、記載対象から除いております。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)

	住関連ライフ スタイル商品 製造卸売事業 (百万円)	住関連ライフ スタイル商品 小売事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	679	347	0	1,028		1,028
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高						
計	679	347	0	1,028		1,028
営業損失()	77	14	0	91		91

(注) 1 事業の区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2 各区分の主な製品

(1) 住関連ライフスタイル商品製造卸売事業生活雑貨、家電、化粧品

(2) 住関連ライフスタイル商品小売事業生活雑貨、家電、化粧品

(3) その他の事業手数料収入

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)
在外子会社及び重要な在外支店がないため、記載を省略しております。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)
海外売上高が連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

【セグメント情報】

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、主に住関連ライフスタイル商品をインテリアショップ等の専門店及びセールスプロモーションを行う法人等への製造卸売部門、直営店及びEコマースによる小売部門の販売チャンネルごとに包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社グループは販売チャネル別のセグメントから構成されており、「住関連ライフスタイル商品製造卸売事業」、「住関連ライフスタイル商品小売事業」の2つを報告セグメントとしております。

「住関連ライフスタイル商品」は、時計や家電などデザイン性の高いインテリア雑貨やオーガニック化粧品等であります。

2 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間(自平成22年7月1日至平成22年9月30日)

	報告セグメント			その他 (百万円) (注)1	調整額 (百万円) (注)2	四半期連結損 益計算書計上 額 (百万円) (注)3
	住関連ライフ スタイル商品 製造卸売事業 (百万円)	住関連ライフ スタイル商品 小売事業 (百万円)	計 (百万円)			
売上高						
外部顧客への売上高	569	447	1,017	6		1,023
セグメント間の内部売上高 又は振替高						
計	569	447	1,017	6		1,023
セグメント利益または損失 ()	113	7	105		2	107

(注)1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、オフィス・店舗空間のコンセプト・デザインを企画する空間プロデュース事業等を含んでおります。

- 2 セグメント損失の調整額 2百万円は、各報告セグメントに配分していない主に子会社損失であります。
3 セグメント利益または損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年6月30日)
1株当たり純資産額 98.96円	1株当たり純資産額 157.97円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第1四半期 連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年6月30日)
純資産の部の合計額(百万円)	73	94
普通株式に係る純資産額(百万円)	73	94
普通株式の発行済株式数(千株)	791	644
普通株式の自己株式数(千株)	48	48
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式 の数(千株)	742	595

2 1株当たり四半期純損失金額等

第1四半期連結累計期間

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
1株当たり四半期純損失金額 127.18円	1株当たり四半期純損失金額 217.80円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在しますが、1株当たり四半期純損失のため、記載しておりません。

2 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失(百万円)	75	130
普通株式に係る四半期純損失(百万円)	75	130
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式の期中平均株式数(千株)	596	597
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要		平成22年9月30日発行の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(券面総額400百万円)これらの詳細については、第4提出会社の状況1株式等の状況(2)新株予約権等の状況に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月16日

株式会社イデアインターナショナル

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	北川 卓哉	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	柳井 浩一	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社イデアインターナショナルの平成21年7月1日から平成22年6月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社イデアインターナショナル及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年11月15日

株式会社イデアインターナショナル
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北 川 卓 哉 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柳 井 浩 一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原 山 精 一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社イデアインターナショナルの平成22年7月1日から平成23年6月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成22年7月1日から平成22年9月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成22年7月1日から平成22年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社イデアインターナショナル及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。